

令和5年第1回竹原市議会定例会議事日程 第2号

令和5年2月20日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 竹原市下水道使用料審議会条例案（総務文教委員会）
- 日程第 2 議案第14号 竹原市水道事業の広島県水道広域連合企業団への移行に伴う関係条例の整備に関する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 3 議案第15号 竹原市立美術館設置及び管理条例を廃止する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 4 議案第21号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 5 議案第23号 竹原市企業誘致促進条例案（総務文教委員会）
- 日程第 6 議案第24号 竹原市消防団条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 7 議案第28号 令和4年度竹原市一般会計補正予算（第7号）（総務文教委員会）
- 日程第 8 議案第30号 令和4年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）（総務文教委員会）
- 日程第 9 議案第32号 令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）（総務文教委員会）
- 日程第10 陳受第4-22号 竹原市立学校適正配置計画（案）についての取り下げ
- 日程第11 議案第11号 市道路線の認定について（民生都市建設委員会）
- 日程第12 議案第12号 竹原市債権管理条例案（民生都市建設委員会）
- 日程第13 議案第16号 竹原市保育所設置及び管理条例等の一部を改正する条例案（民生都市建設委員会）
- 日程第14 議案第17号 竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案（民生都市建設委員会）
- 日程第15 議案第18号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案（民生都市建設委員会）
- 日程第16 議案第19号 竹原市墓地使用条例の一部を改正する条例案（民生都市建設委員会）

- 日程第 17 議案第 20 号 竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案
(民生都市建設委員会)
- 日程第 18 議案第 22 号 竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案 (民生都市建設委員会)
- 日程第 19 議案第 25 号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 (民生都市建設委員会)
- 日程第 20 議案第 26 号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 (民生都市建設委員会)
- 日程第 21 議案第 27 号 竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 (民生都市建設委員会)
- 日程第 22 議案第 29 号 令和 4 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (民生都市建設委員会)
- 日程第 23 議案第 31 号 令和 4 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (民生都市建設委員会)

令和5年2月20日開議

(令和5年2月20日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
10	大 川 弘 雄	出 席
11	道 法 知 江	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
観光まちづくり担当部長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
公 営 企 業 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教 育 委 員 会 参 事	富 本 健 司	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第2号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

日程に入るに先立ち、今榮市長から発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

市長（今榮敏彦君） おはようございます。

今般の職員の懲戒処分につきまして、改めて御報告をさせていただきたいと存じます。

既に議員の皆様にも御説明のとおり、また新聞報道等でも掲載のとおりでございますけれども、本市職員が令和4年5月に東広島市内の商業施設内において小型カメラで女性のスカート内を盗撮したとして、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反により書類送検をされ、また有効期限が令和4年3月であった自身の自動車運転免許の更新を失念し、失効手続を行った令和4年5月までの間、免許が失効した状態で公用車等の運転を行っていたことが判明をしたところでございます。

盗撮行為の事案につきましては、被害者の方との間で示談が成立したこともあり不起訴処分と決定されましたが、これらの行為は法令を遵守すべき職員としてあるまじき非違行為であり、市民の公務に対する信用を著しく失墜させるものであることから、2月14日付で停職2か月の懲戒処分を行いました。

また、当該職員の所属長について、車の運転に対して指導監督責任があることから嚴重注意を行ったところでございます。

このたび本市職員がこのような不祥事を起こしたことにより、被害者の方はもとより議会、また市民の皆様のご信頼を裏切り多大なる御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。今回の事案を厳粛に受け止め、再発防止に向け、より一層の服務規律の確保を図り、市民の皆様のご信頼回復に努めてまいり所存でございます。

また、処分判断が法学的見解を求めたことにより、事案発生から処分決定に相当の時間を経過したことにより、御不審の念を抱かせてしまったことに関しても改めて反省をし、今後の取扱いについてしっかり調査検討を進めたいというふうに考えているところでございます。

改めまして、このたびの事案を深く受け止め、今後の行政運営を適切確実な市民のご信頼

の下に進めることができるよう鋭意努力してまいりますので、議員各位におかれましては
何とぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

日程第1～日程第9

議長（大川弘雄君） それでは、これより日程に入ります。

日程第1，議案第13号竹原市下水道使用料審議会条例案から日程第9，議案第32号
令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）までの9件を一括議題といたしま
す。

本件は総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告
を求めます。

9 番川本円総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（川本 円君） 皆さんおはようございます。

それでは、総務文教委員会委員長報告をさせていただきます。

当委員会に付託された事件は、陳受第4-22号竹原市立学校適正配置計画（案）につ
いて、議案第13号竹原市水道使用料審議会条例案，議案第14号竹原市水道事業の広島
県水道広域連合企業団への移行に伴う関係条例の整備に関する条例案，議案第15号竹原
市立美術館設置及び管理条例を廃止する条例案，議案第21号竹原市事務分掌条例の一部
を改正する条例案，議案第23号竹原市企業誘致促進条例案，議案第24号竹原市消防団
条例の一部を改正する条例案，議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第7
号），議案第30号令和4年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号），議案第32
号令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）の一般議案9件と陳受1件であり
ます。

その中で、主な質疑と答弁を紹介いたしますと、議案第23号竹原市企業誘致促進条例
案は、企業誘致の促進及び地域産業の創出を図るため、本市において事業所の新設または
増設をする者に奨励措置を行うもので、新規雇用奨励金が15万円から30万円へ変更さ
れた理由についての質疑があり、今までの奨励金は対象も金額も限られたものであり、市
内全体に広げると同時に、近隣市町に合わせることにしたとの答弁でした。また、固定資
産税軽減により税収に影響が出るのではないかとの質疑があり、今回の処置により小売業
や工場・事務所も対象になり、幅を持たせることになっているが、最近の例を挙げると1

億円の投資に対して、固定資産額が140万円となっており、市内事業者に当てはめても限定的であるとの答弁でした。

議案第24号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案については、定員数の見直しが表示されたとあるが、現在の団員数と今後、組織編成や定数をどのように考えるのか、との質疑があり、団員数は361名で充足率は約84%であり、今後においては、人口減少に伴い組織・定数等も考えることとなるとの答弁でした。

議案第15号竹原市美術館設置及び管理条例を廃止する条例案については、現在保有している美術品の保管や委託料の取扱いについての質疑があり、年間約100万円を要するもので、令和7年までの契約となっており、保管上130点は簡単に出し入れのできないこととなっており、そのほかについては、庁舎内での展示や新たな場所の確保を検討していきたいとの答弁でありました。

陳受第4-22号につきましては、これまでの経過を踏まえ、陳情者より取下げ願が提出されましたので、これに係る審査は終了したことを報告いたします。

審査の結果、議案第14号・議案第15号・議案第21号については、賛成多数、議案第13号・議案第23号・議案第24号・議案第28号・議案第30号・議案第32号については、全会一致で可決となりました。

以上、委員長報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第13号竹原市下水道使用料審議会条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号竹原市水道事業の広島県水道広域連合企業団への移行に伴う関係条例の整備に関する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第14号に反対します。

さきの昨年9月の市議会の議案第37号で反対討論を述べましたように、今竹原市水道事業を廃止する必要はどこにあるのかということでもあります。

既に、竹原市上水道の水源は県内の他市にも誇れる良質で安全でおいしい豊かな水であります。豊富な水源が竹原市内にあるにもかかわらず、この自己水源を十分活用しないで太田川からの県用水を受水しています。竹原市水道事業は、2016年度に中・長期整備方針を策定し、収支計画を立て施設の整備、更新をしています。市長は、竹原市は水道事業の経営の健全化や効率化は良好ですと明確に答えています。健全な経営基盤を確立している竹原市水道事業を廃止する必要性は全くありません。

8月25日、全国紙は、県と14市町が来年4月、今年の4月のことですが、4月に水道事業を統合する計画を報道していますが、一方では、人口規模や良質な水源の有無、経営状況など市町によって大きく異なり、人口の多い広島市や福山市、尾道市など6市町はメリットがないとして統合への不参加を決めた。また、企業団は、統廃合後の運営を市町村単位ではなく太田川エリアなど5つの地域に再編する方針と述べています。

竹原市水道事業を廃止して県水道企業団に参加することは、1つ、企業団の議会を見ると、竹原市選出議員は1人、今竹原市水道事業の質疑採決は議員14人が行っておりますけれども、住民の意見が反映するには大幅な制限がかかり、議会制民主主義の大幅な後退となっています。

2つ、竹原市水道事業の廃止後、企業団の処理する事務は第4条で3項目を定めていますが、第1項目めの水道事業の経営に関する事務では、竹原市水道事業の権限が企業団に

移行後、地元市内業者への仕事が確保されるか疑問であります。

3点目に、施設整備の基本的な考え方は、施設は市町単位でなく自然流下による水運用が可能な河川流域と、広域水道である水道用水供給事業の整備状況を踏まえて設定したとあるように、竹原市内の水源活用が今後とも同量、同率で20年、30年後将来にわたり確保、担保されているわけでは決してありません。

私は、これまでの竹原市水道事業を廃止して新たに設立した県企業団に水道業務の維持管理を移行させることは、竹原市の団体自治を放棄することになる。そして、市民の安全・安心の水道業務や市内水道事業者への仕事を確保することはできないと考えます。

この水道企業団からの脱退を強く求めて、私は議案第14号に反対をしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号竹原市立美術館設置及び管理条例を廃止する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第15号に反対します。

この議案は、竹原市立美術館設置及び管理条例を廃止する内容であります。

同条例第1条には、市立美術館の目的は市民の美術に関する知識及び教養の向上に資するためとあり、個々の目的を達成するために博物館法の規定に基づき竹原市立美術館を設置するとあります。

同条第3条には、美術館には4つの業務を行う、1つは、美術品等を収集し保管し、または展示して市民の利用に供すること。2つ、美術品等の展示施設、いわゆる文化創造ホ

ールやアートギャラリー、池田コレクションを美術品等の展示及び市民の芸術文化振興のための活動の場として利用に供すること。3つ、美術品等に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。4、その他、市民の美術に関する知識及び教養の向上並びに調査研究等に資するために必要な事業を行うこと等々であります。

市立美術館の廃止は市民の文化教養を支える重要な柱を失うことになり、竹原合同ビルの市庁舎移転事業では市立美術館の新施設をどのようにするのか説明がありませんでした。

公共施設ゾーンにおける公共施設再配置計画案に示された旧町並み保存センターに用途を変更する新たな美術館は、災害等で検討が必要だということでありました。

新設する市立美術館建設を市長の責任で早期に具体化、実施すべきであります。

同時に、市立美術館が建設される期間は、美術館の代替機能、臨時的機能を緊急に具体化し公表して、市民の知的文化的供用に応えるべきことを強く申し入れたいと思います。

以上の反対理由で、私は議案第15号に反対をいたします。

議長（大川弘雄君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第21号に反対をします。

この議案は、さきの議案第14号に伴う内容であります。

したがって、議案第14号の反対理由をもってこの議案にも私は反対をいたします。

議長（大川弘雄君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号竹原市企業誘致促進条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第7号）、本案に対する委員長報告

は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号令和4年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号令和4年度竹原市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（大川弘雄君） 日程第10、陳受第4-22号竹原市立学校適正配置計画（案）についての取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

陳受第4-22号については、陳情者から取り下げたいとの申出がありますのでこれを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 異議なしと認めます。よって、陳受第4-22号の取下げは許可することに決定いたしました。

日程第11～日程第23

議長（大川弘雄君） 日程第11、議案第11号市道路線の認定についてから日程第23、議案第31号令和4年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの13件を一括議題といたします。

本件は民生都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

4番下垣内和春民生都市建設常任委員会委員長。

民生都市建設常任委員会委員長（下垣内和春君） 皆さんおはようございます。

委員長報告をさせていただきます。

民生都市建設委員会に付託された議案は、議案第11号市道路線の認定について、議案第12号竹原市債権管理条例案、議案第16号竹原市保育所設置及び管理条例等の一部を改正する条例案、議案第17号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、議案第19号竹原市墓地使用条例の一部を改正する条例案、議案第20号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案、議案第22号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案、議案第25号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第26号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例案，議案第27号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案，議案第29号令和4年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号），議案第31号令和4年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

主な質疑といたしまして，議案第12号竹原市債権管理条例案では，債権放棄等の判断等については十分注意し運用してほしいとの質疑に対し，今後もより債権管理の適正化に努めてまいりますとの答弁がありました。

議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案では，国保税の激変緩和措置について，上昇率の抑制幅を2分の1とした理由としての質疑があり，これに対して，令和6年度には県の標準保険料に合わせていく方針であり，全額を抑制すると次年度で一気に上昇してしまうことから2分の1としている。県内の市でも，2分の1の抑制が多数を占めており，本市においても2分の1が適当であると判断したとの答弁がありました。

以上，慎重審議の結果，民生都市建設委員会に付託された13議案は全て全会一致で可決されたことを報告いたします。

以上で委員長報告を終わります。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論，採決いたします。

議案第11号市道路線の認定について，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号竹原市債権管理条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号竹原市保育所設置及び管理条例等の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第18号に反対します。

この議案は、竹原市国民健康保険税の加入者の負担を増額させる内容であります。

広島県が示す標準保険料率を適用した上で財政調整基金を繰り入れ、激変緩和措置を行っておりますけれども、それでも現行と2023年度との比較では、所得割で0.47ポイント増、率で4.23%増、均等割額では2,400円の増額、率で4.99%増、平等割額では1,300円増額、率で4.36%増となっています。

今、未曾有の物価高騰や年金、賃金の実質的な低下です。その上で、社会保障の根幹である国民健康保険税が負担増では、市民生活をますます脅かすことは間違いありません。今でも高い国保税は、憲法第25条が定める生存権を脅かしています。安心して治療が受けられる負担の軽減を広島県や国に強く求めることを指摘して、私はこの議案第18号に反対をいたします。

議長（大川弘雄君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号竹原市墓地使用条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので，着席を願います。

採決の結果，起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので，着席を願います。

採決の結果，起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号令和4年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号令和4年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、2月21日午前10時から会議を再開、一般質問を行うこととし、

本日はこれにて散会いたします。

午前10時42分 散会